

営繕工事における週休2日促進工事実施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、週休2日工事に現場閉所を土日に指定する「完全週休2日（土日）」の取組を新たに取り入れ、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

2. 対象工事

令和8年5月1日以降に公告を行う和歌山県営繕工事施行事務規程に基づき施行する工事を対象とする。ただし、工程や完成時期に制約のある工事等、対応が困難な工事は対象外とすることができる。

3. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業も含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 週休2日の達成基準

① 完全週休2日(土日)

完全週休2日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

② 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

③ 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 完全週休2日(土日)Ⅰ型

受注者が工事着手前に完全週休2日(土日)に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須)

② 完全週休2日(土日)Ⅱ型

受注者が工事着手前に完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(通期の週休2日は必須)

5. 実施の流れ

(1) 工事発注時

- ・発注者は、入札公告及び現場説明書により本要領の対象工事であること及び発注方式を明示する。

- ・工期設定支援システムの活用等により、週休2日の取組を行うための適切な工期設定を行う。
- (2) 工事契約後
- ・受注者は、受注者が取り組む「週休2日」の確保を考慮した計画工程表等を監督員に提出するものとする。
- (3) 工事着手後から竣工まで
- ・受注者は、現場閉所（現場休息）の確保状況を実施工程表、工事日誌等により監督員に報告することとし、工程計画の見直し等が生じた場合、受注者間で変更に関する協議を行い、変更した実施工程表を監督員に提出するものとする。なお、各受注者間での変更等協議には必要に応じて県職員が立会うものとする。
 - ・完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定する。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
 - ・やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

6. 工事成績評定

「完全週休2日（土日）」の達成が確認できる場合は、和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定にて加点を行う。

また、完全週休2日（土日）Ⅰ型の発注方式とした工事の初回打合せ時において、受注者側に「月単位の週休2日」に取り組む姿勢が明らかにみられなかった場合については、必要に応じ、和歌山県県土整備部工事成績評定にて減点を行う。なお、完全週休2日（土日）Ⅰ型においては、「完全週休2日（土日）」に関する点数を減ずる措置は行わない。また、完全週休2日（土日）Ⅱ型においては、「完全週休2日（土日）」及び「月単位の週休2日」に関する点数を減ずる措置は行わない。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）予定日を記載した計画工程表等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した計画工程表等を作成し、監督員に提出する。

②工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、計画工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された計画工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

8. その他

- (1) 受注者は週休2日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする（別紙1参照）。
- (2) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。

附 則

- この要領は、令和2年1月1日から適用する。
- この要領は、令和2年8月1日から適用する。
- この要領は、令和6年4月1日から適用する。
- この要領は、令和7年4月1日から適用する。
- この要領は、令和8年4月10日から適用する。

(別紙1)

「週休2日工事に取り組んでいます」

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。

現場閉所予定

○月○日、○日、○日・・・

原則○曜日、○曜日 など

発注者 ○○○

受注者 ○○○

営繕工事における週休2日促進工事実施要領

Q&A

Q 1. 工事着手日とは具体的にどの日なのか。

A 1. 現場に継続的に常駐した日を工事着手日とする。具体的には施工に先立って行う調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等を開始した日とする。

Q 2. 発注方式のⅠ型とⅡ型の違いはなにか。

A 2. 下表のとおり。

発注方式	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日	通期の週休2日
Ⅰ型	受注者が選択	必須	必須
Ⅱ型	受注者が選択	受注者が選択	必須

Q 3. 対象期間の日数が7日に満たない週における完全週休2日（土日）の取扱いはどうなるのか。

A 3. 当該週の土・日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば達成しているとみなす。対象期間は土曜から金曜までとする。（下記①～③のとおり）

※取扱いの例（黄色が作業期間、青が閉所日とする）

日	月	火	水	木	金	土
		①	2	3	4	②
6	7	8	9	10	11	③
13	14	15	16	17	18	19

- ①週 現場閉所日0日 土日の数0日 達成
- ②週 現場閉所日2日 土日の数2日 達成
- ③週 現場閉所日1日 土日の数2日 未達成

Q 4. 月の途中で工事着手・工事完成した場合における月単位の週休2日の取扱いはどうなるのか。

A 4. 当該月における作業期間中に実施した現場閉所日数が作業期間中の土・日の数よりも多い場合に月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと判断する。

※取り扱いの例（黄色が作業期間、青が閉所日とする）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	祝	30			

作業期間 3日
現場閉所日数 0日
土・日の日数 0日
月単位 達成

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	祝	祝	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

作業期間 31日
現場閉所日数 9日
現場閉所率 29%
月単位 達成

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

作業期間 18日
現場閉所日数 4日
土・日の日数 5日
月単位 未達成

営繕工事における週休2日促進工事実施要領
Q&A

Q 5. 月単位の確認で月の土日の合計数と閉所率の割合に差異がある場合どちらを優先すべきか。(例 ①31日のうち土日が10日→土日の割合32.2% ②31日のうち土日が8日→土日の割合25.8%)

A 5. ①においては現場閉所率が28.5%となれば月単位の週休2日を行ったとして取り扱う。(現場閉所日9日で現場閉所率29.0%となるので達成) ②の場合は土日の日数である8日以上現場閉所していれば月単位の週休2日を行ったものとする。

夏季休暇や年末年始の期間により対象外の期間に土日が含まれた場合も上記の取扱いを準用する。